

談合はなかったと言い切れるのか？

12月議会で、日本共産党議員団に造成する新処分場から湧き出る水が「一般廃棄物最終処分場の浸出水を河川に放水できるように処理水処理施設建設工事」の契約締結する施設です。落札額は12億円を議案に反対しました。この施設は、現在の「ごみ」の最終処分場の隣に造ります。新聞社を通じて匿名の談合の通報がありました。いったん予定していた入札は取りやめ、改めて調査をして「談合なし」の判断のもと、再度の入札が行われ、たもです。村上議員が議会で追及しました。

処分場談合事実なし

市が説明 通報と同じ業者入札

定例釧路市議会は9日、定例市報通り太平洋製作所と水ingエンジニアリング北海道支店によるJVが12億3871万円で落札した。1億5千万円以上の工事は議会の議決が必要で、今回のH10について「落札決定」を説明。

定例市報通り太平洋製作所と水ingエンジニアリング北海道支店によるJVが12億3871万円で落札した。1億5千万円以上の工事は議会の議決が必要で、今回のH10について「落札決定」を説明。

(北海道新聞12月10日付け)

今回の談合疑惑の核心が、村上議員の質問で浮かび上がりました。その主な点を列記します。

- ①道新を通して寄せられた通報には、落札予定者が特定されていた。しかも、二度目の入札で実際に落札したのもこの業者・太平洋製作所・水ing特定共同企業体だった。
- ②談合情報に基づいて市はいったん入札を中止して調査を行い、「談合はなかった」との結論を得て、二回目の入札が行われた。
- ③ただし市の調査と言っても、その内容は関係した2者と個別に面談し、「談合をしたか?」「談合の話聞いていないか?」を質問したもので、両者ともに談合を否定した。
- ④2者の言い分の裏付ける調査は一切行われなかった。

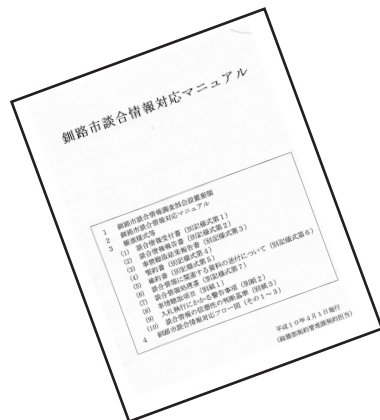
また村上議員の独自調査で、

- 市の対応は「釧路市談合情報対応マニュアル」に基づいて行われたこと。
- 今回の談合情報は、H10の入札、H24の物品購入の際の談合情報以来で、極めて異例なものがあること。
- ごみ処分場の浸水を浄化するプラントは特殊で、製造できるのは全国で10社程度しかないこと。数年前にそのうち5者に工事の見積もり価格の積算を依頼したこと(今回受注した企業もこの中の1社)。設計と施工を一体に発注する特

殊な発注方式であったこと。全国のプラントメーカーと地元企業の共同企業体が入札参加の条件となっていたこと。・・・つまり、

限られた会社以外は受注そのものが大変難しい事業であった。ことなどもハッキリしました。

こうしたことを考え合わせると、市の調査で「談合の疑惑」が完全に払しょくされたとは言いがたいと判断し、契約締結の議案に反対しました。



教員の変形労働制、少なくとも2021年度は実施しない



全釧路教職員組合が、変形労働制を実施しないよう道に求める陳情を提出、村上議員の所属する委員会が審議されました。結果としてこの陳情は否決されましたが、陳情した学校の先生は「全国で変形労働制導入の条例案を出したのは北海道と徳島のみ。教員の声をしっかり聞くとの約束も果たされていない。」と訴えました。

村上議員は、「教員の労働時間は子どものトラブルで突然残業となることも多く、文科省が決めた月45時間の残業時間を超える人も多い。変形労働制を導入する条件はない。」と迫り、市は「教員全体にはなじまない制度」「道の条例いかにかわらず、他都市の状況を見極めるため、次年度は実施しない。」と答弁しました。

